

◆観光関連事業者向けの1年間無利子・全期間保証料免除の融資

<新型コロナウイルス感染症対応のための融資枠（2,034億円）の中で確保>

- ・対象者：セーフティネット保証、危機関連保証の認定を受けた観光関連事業者で、和歌山県中小企業政策融資要領に規定する宿泊施設等を営む事業者（※）

※宿泊施設等を営む事業者

- ①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥その他（不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設）

- ・限度額：4,000万円
- ・融資期間：10年以内（セーフティ4号・5号据置1年以内、危機関連2年以内）
- ・受付期間：令和2年12月31日まで（令和3年1月末までに融資実行）
- ・受付窓口：県内の民間金融機関